

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第36号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則（昭和31年岩手県規則第84号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p><u>（定義）</u></p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）<u>養子縁組里親</u> 省令第1条の33第2項第1号に掲げる者であつて、<u>法第6条の4第1項の規定により知事が適当と認めたもの</u></p> <p>（2）<u>親族里親</u> 省令第1条の33第2項第2号に掲げる者であつて、<u>法第6条の4第1項の規定により知事が適当と認めたもの</u></p> <p>（里親登録の申請）</p> <p>第9条 省令第36条の41第1項及び第2項の申請書は、別に定める様式による<u>養育里親・専門里親登録申請書</u>によらなければならない。</p> <p>2 <u>養子縁組里親又は親族里親になろうとする者が、養子縁組里親又は親族里親の登録の申請をするときは、別に定める様式による養子縁組里親・親族里親登録申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。</u></p> <p>（1）<u>養子縁組里親又は親族里親になろうとする者及びその同居人の履歴書</u></p> <p>（2）<u>養子縁組里親又は親族里親になろうとする者の居住する家屋の平面図</u></p> <p>（3）<u>法第34条の20第1項各号（養子縁組里親又は親族里親になろうとする者の同居人にあつては、同項第1号を除く。）のいずれにも該当しない者であることを証する書類</u></p> <p>（4） [略]</p> <p>3・4 [略]</p> <p>（決定の通知等）</p> <p>第9条の2 法第34条の19の<u>養育里親名簿</u>は、別に定める様式によらなければならない。</p> <p>2 省令第36条の42第2項の規定による通知は、別に定める様式による<u>養育里親・専門里親登録決定通知書</u>により行わなければならない。</p> <p>3 知事は、別に定める様式による<u>養子縁組里親・親族里親登</u></p>	<p><u>（定義）</u></p> <p>第2条 この規則において「<u>親族里親</u>」とは、<u>法第6条の4第3号に規定する里親</u>をいう。</p> <p>（里親登録の申請）</p> <p>第9条 省令第36条の41第1項及び第2項の申請書は別に定める様式による<u>養育里親・専門里親登録申請書</u>に、<u>同条第3項の申請書は別に定める様式による養子縁組里親登録申請書</u>によらなければならない。</p> <p>2 <u>親族里親になろうとする者は、別に定める様式による親族里親登録申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。</u></p> <p>（1）<u>親族里親になろうとする者及びその同居人の履歴書</u></p> <p>（2）<u>親族里親になろうとする者の居住する家屋の平面図</u></p> <p>（3）<u>法第34条の20第1項各号（親族里親になろうとする者の同居人にあつては、同項第1号を除く。）のいずれにも該当しない者であることを証する書類</u></p> <p>（4） [略]</p> <p>3・4 [略]</p> <p>（決定の通知等）</p> <p>第9条の2 法第34条の19の<u>養育里親名簿及び養子縁組里親名簿</u>は、<u>それぞれ別に定める様式</u>によらなければならない。</p> <p>2 省令第36条の42第3項の規定による通知は、<u>それぞれ別に定める様式による養育里親・専門里親登録決定通知書又は養子縁組里親登録決定通知書</u>により行わなければならない。</p> <p>3 知事は、別に定める様式による<u>親族里親登録申請書</u>につい</p>

録申請書について、前条第4項の送付を受けたときは、速やかに別に定める様式による養子縁組里親名簿又は親族里親名簿（以下「名簿」という。）に登録し、又はしないことの決定を行わなければならない。

4 [略]

5 前項の通知は、別に定める様式による養子縁組里親・親族里親登録決定通知書により行わなければならない。

（変更等の届出）

第9条の3 省令第36条の43第1項の規定による届出は、別に定める様式による欠格事由等発生報告書により行わなければならない。

2 省令第36条の43第2項の規定による届出は、別に定める様式による里親登録事項変更届により行わなければならない。

3 養子縁組里親又は親族里親が省令第36条の43第1項各号のいずれかに該当することとなった場合には、当該各号に定める者は、その日（同項第1号の場合にあつては、その事実を知った日）から30日以内に、知事に別に定める様式による欠格事由等発生報告書により届け出なければならない。

4 養子縁組里親又は親族里親は、名簿の記載事項に変更が生じたときは、遅滞なく、知事に別に定める様式による里親登録事項変更届により届け出なければならない。

（消除の申請等）

第10条 省令第36条の44第1項の規定による消除の申請は、別に定める様式による養育里親登録消除申請書により行わなければならない。

2 [略]

3 前項の規定による消除の申請は、別に定める様式による養子縁組里親・親族里親登録消除申請書により行わなければならない。

4 [略]

（里親更新登録の申請）

第12条 省令第36条の46第1項の申請は、別に定める様式による養育里親更新登録申請書により行わなければならない。

2 名簿の登録は、養子縁組里親又は親族里親の申請により更新する。

3 前項の規定による更新は、別に定める様式による養子縁組里親・親族里親更新登録申請書により行わなければならない。

て、前条第4項の送付を受けたときは、速やかに別に定める様式による親族里親名簿（以下「名簿」という。）に登録し、又はしないことの決定を行わなければならない。

4 [略]

5 前項の規定による通知は、別に定める様式による親族里親登録決定通知書により行わなければならない。

（変更等の届出）

第9条の3 省令第36条の43第1項の規定による届出は、別に定める様式による養育里親・養子縁組里親欠格事由等発生報告書により行わなければならない。

2 省令第36条の43第2項の規定による届出は、別に定める様式による養育里親・養子縁組里親登録事項変更届により行わなければならない。

3 親族里親が省令第36条の43第1項各号のいずれかに該当することとなった場合には、当該各号に定める者は、その日（同項第1号の場合にあつては、その事実を知った日）から30日以内に、知事に別に定める様式による親族里親欠格事由等発生報告書により届け出なければならない。

4 親族里親は、名簿の記載事項に変更が生じたときは、遅滞なく、知事に別に定める様式による親族里親登録事項変更届により届け出なければならない。

（消除の申出等）

第10条 省令第36条の44第1項の規定による消除の申出は、それぞれ別に定める様式による養育里親登録消除申出書又は養子縁組里親登録消除申出書により行わなければならない。

2 [略]

3 前項の規定による消除の申出は、別に定める様式による親族里親登録消除申出書により行わなければならない。

4 [略]

（里親更新登録の申請）

第12条 省令第36条の46第1項の申請は別に定める様式による養育里親更新登録申請書により、同条第3項の申請は別に定める様式による養子縁組里親更新登録申請書により行わなければならない。

2 名簿の登録は、親族里親の申請により更新する。

3 前項の規定による更新の申請は、別に定める様式による親族里親更新登録申請書により行わなければならない。

4 [略]

(準用規定)

第28条 前2条の規定は、第24条第2項の規定による費用の徴収について準用する。

(書類の経由)

第29条 [略]

別表第1 (第23条関係)

徴収額 (本人又は扶養義務者)

[略]

備考1 [略]

2 この表のD<sub>1</sub>からD<sub>14</sub>までの階層における「所得税の額」とは、所得税法(昭和40年法律第33号)、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)の規定並びに平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等(厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。)に係る取扱いについて」及び平成24年6月25日障発0625第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「控除廃止の影響を受ける負担上限月額算定の算定等(厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部所管の制度に限る。)に係る取扱いについて」によって計算された所得税の額をいう。ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は、適用しないものとする。

(1)・(2) [略]

(3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成10年法律第23号)附則第12条並びに所得税法等の一部を改正する法律(平成25年法律第5号)附則第59条第1項及び第60条第1項

3 この表の「入所施設」とは、児童養護施設、障害児入所施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、乳児院、肢体不自由児又は重症心身障害児を入院させる指定発達支援医療機関、助産施設、小規模住居型児童養育事業所及び里親をいう。

4・5 [略]

6 同一世帯から2人以上の児童等が措置されている

4 [略]

(書類の経由)

第28条 [略]

別表第1 (第23条関係)

徴収額

[略]

備考1 [略]

2 この表のD<sub>1</sub>からD<sub>14</sub>までの階層における「所得税の額」とは、所得税法(昭和40年法律第33号)、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)の規定並びに平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等(厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。)に係る取扱いについて」及び平成24年6月25日障発0625第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「控除廃止の影響を受ける負担上限月額算定の算定等(厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部所管の制度に限る。)に係る取扱いについて」によって計算された所得税の額をいう。ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は、適用しないものとする。

(1)・(2) [略]

(3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成10年法律第23号)附則第12条、所得税法等の一部を改正する法律(平成25年法律第5号)附則第59条第1項及び第60条第1項並びに所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)附則第76条第1項、第77条、第80条、第81条及び第82条第1項

3 この表の「入所施設」とは、児童養護施設、障害児入所施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院、肢体不自由児又は重症心身障害児を入院させる指定発達支援医療機関、助産施設、小規模住居型児童養育事業所及び里親をいう。

4・5 [略]

6 同一世帯から2人以上の児童等が措置されている

場合においては、その月の徴収額の最も多額な児童等以外の児童等については、その施設のこの表に定める額に0.1を乗じて得た額をもってその児童等に係る額とする。ただし、児童を里親に委託させ、又は助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設に入所させる措置を採り、かつ、措置児童等（児童を里親に委託させ、又は助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設に入所させる措置が採られた者をいう。以下同じ。）の属する世帯の扶養義務者が障害児入所給付費を支給されている場合は、当該措置児童等の世帯に係る徴収額については、次の計算式によって得た額（当該世帯における入所施設、児童自立生活援助事業所及び母子生活支援施設に措置された児童等並びに障害児入所給付費を支給する旨の決定の対象となる障害児（以下「施設入所児童等」という。）に係る額のうち、徴収額が全額徴収若しくは日割りであるものにあつては、当該世帯における施設入所児童等に係る徴収額の合算額とし、障害児入所給付費を支給する旨の決定の対象となる障害児に係る徴収額であるものにあつては、児童福祉法施行細則の一部を改正する規則（平成20年岩手県規則第1号）による改正前の児童福祉法施行細則第23条第1項第1号の規定による徴収額とする。）を当該世帯に係る上限とし、その額がその月の利用者負担額（法第24条の7第1項に規定する食事の提供に要した費用及び居住に要した費用並びに法第24条の20に規定する障害児入所医療に係る利用者負担を含む利用者負担の上限額（実際に利用者負担として支払った額が上限額を下回る場合は、当該支払った額とする。）をいう。以下同じ。）を上回る場合は、その額と法第24条の2第1項に規定する指定障害児入所施設等の利用者負担額との差額を当該措置児童等の世帯に係る徴収額とし、同項に規定する指定障害児入所施設等の利用者負担額が当該世帯の上限額を上回る場合は、当該措置児童等の世帯に係る徴収額は、0円とする。

施設入所児童等に係る徴収額＋施設入所児童等に係る徴収額×0.1×（当該世帯における施設入所児童等の人数－1）

場合においては、その月の徴収額の最も多額な児童等以外の児童等については、その施設のこの表に定める額に0.1を乗じて得た額をもってその児童等に係る額とする。ただし、児童を里親に委託させ、又は助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設に入所させる措置を採り、かつ、措置児童等（児童を里親に委託させ、又は助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設に入所させる措置が採られた者をいう。以下同じ。）の属する世帯の扶養義務者が障害児入所給付費を支給されている場合は、当該措置児童等の世帯に係る徴収額については、次の計算式によって得た額（当該世帯における入所施設、児童自立生活援助事業所及び母子生活支援施設に措置された児童等並びに障害児入所給付費を支給する旨の決定の対象となる障害児（以下「施設入所児童等」という。）に係る額のうち、徴収額が全額徴収若しくは日割りであるものにあつては当該世帯における施設入所児童等に係る徴収額の合算額とし、障害児入所給付費を支給する旨の決定の対象となる障害児に係る徴収額であるものにあつては児童福祉法施行細則の一部を改正する規則（平成20年岩手県規則第1号）による改正前の児童福祉法施行細則第23条第1項第1号の規定による徴収額とする。）を当該世帯に係る上限とし、その額がその月の利用者負担額（法第24条の7第1項に規定する食事の提供に要した費用及び居住に要した費用並びに法第24条の20に規定する障害児入所医療に係る利用者負担を含む利用者負担の上限額（実際に利用者負担として支払った額が上限額を下回る場合は、当該支払った額とする。）をいう。以下同じ。）を上回る場合は、その額と法第24条の2第1項に規定する指定障害児入所施設等の利用者負担額との差額を当該措置児童等の世帯に係る徴収額とし、同項に規定する指定障害児入所施設等の利用者負担額が当該世帯の上限額を上回る場合は、当該措置児童等の世帯に係る徴収額は、0円とする。

施設入所児童等に係る徴収額＋施設入所児童等に係る徴収額×0.1×（当該世帯における施設入所児童等の人数－1）

7～9 [略]

別表第2（第23条関係）

徴収額

[略]

備考1 [略]

2 この表のD<sub>1</sub>からD<sub>19</sub>までの階層における「所得税の額」とは、所得税法、租税特別措置法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の規定並びに平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」によって計算された所得税の額をいう。ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は、適用しないものとする。

(1)・(2) [略]

(3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附則第12条並びに所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）附則第59条第1項及び第60条第1項

3～6 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

7～9 [略]

別表第2（第23条関係）

徴収額

[略]

備考1 [略]

2 この表のD<sub>1</sub>からD<sub>19</sub>までの階層における「所得税の額」とは、所得税法、租税特別措置法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の規定並びに平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」によって計算された所得税の額をいう。ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は、適用しないものとする。

(1)・(2) [略]

(3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附則第12条、所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）附則第59条第1項及び第60条第1項並びに所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第76条第1項、第77条、第80条、第81条及び第82条第1項

3～6 [略]